

令和元年11月6日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ネ)第54号 損害賠償請求控訴事件

(原審 広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号)

口頭弁論終結日 令和元年9月11日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控訴人(原審原告) 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被控訴人(原審被告) 国

同代表者法務大臣 三 好 雅 子

同指定代理人 増 原 英 司

同 山 西 浩 仁

同 光 成 崇

同 家 本 由 美 子

同 岡 野 大 祐

同 鍛 冶 翔 太 郎

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、5000円及びこれに対する平成29年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを20分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。

おり改める。

「控訴人は、本件通知書の記載は、別項目である罪名の(1)(2)と処分区分の(1)(2)が対応しているとみるのは不自然で、無効と解することもでき、いずれにせよ誤解を生じやすい書式であると主張するが、本件通知書（甲1の1）の記載によれば、罪名の(1)(2)と処分区分の(1)(2)が対応しているとみるのが自然であり、無効であるといえないのはもちろん、誤解を生じやすい書式であるともいえない。」

3 控訴人の主張(1)エ（告訴状に関する通知懈怠）について

(1) 認定事実

前提事実及び争いのない事実に加え、括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 控訴人は、平成29年5月2日、庄原警察署警察官に対し、同日、津田廣雄から暴力を受け、傷害を負った旨の被害申告をした。同警察署警察官は捜査を開始し、控訴人からの事情聴取、診断書の受領等の捜査を行い、同年6月9日、庄原区検察庁に事件を送致した。

イ 広島地方検察庁は、告訴事件の受理に関する取扱手続として、「直受事件取扱要領について（通達）」（平成9年広地特刑第1271号。以下「本件取扱要領」という。）を定めており、本件取扱要領には、下記規定がある。

（乙4）

記

（三次支部における取扱い）

第10条 三次支部においては、告訴人等から告訴状等の提出（郵送を含む。）を受けたときは、速やかに告訴状等送付書に告訴状等を添付して本庁に回付する。

ウ 控訴人は、平成29年6月12日、広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した職員に対し、同日付けの本件告訴状（「広島地方検察庁三次支部検察

官」宛てのもの)を提出した。対応した職員は、本件取扱要領10条に従い、控訴人に対し、本件告訴状の宛先を「広島地方検察庁検察官」に訂正させた上、告訴状等送付書に本件告訴状を添付して広島地方検察庁に送付した。(乙3の1,乙5)

広島地方検察庁の検察官は、本件告訴状を審査し、本件告訴状記載の内容が住居侵入に係る事実が付け加えられたことを除いて、庄原警察署から送致を受けて庄原区検察庁に係属していた事件とほぼ同一内容であったことから、庄原区検察庁において本件告訴状を受理するのが相当であると判断し、平成29年6月15日、本件告訴状を庄原区検察庁に送付した。(乙6)

その際、広島地方検察庁の検察官は、本件告訴状を庄原区検察庁に送付したことを控訴人に通知しなかった。

エ 庄原区検察庁の検察官は、平成29年6月16日、本件告訴状を受理した(乙1,3の1)。

- (2) 本件告訴状を広島地方検察庁三次支部から広島地方検察庁へ送付したことを通知しなかった点について

控訴人は、広島地方検察庁三次支部の職員から受けた教示に従い、本件告訴状を広島地方検察庁検察官宛てに訂正して提出したものであるから、本件告訴状が広島地方検察庁に送付されることを認識していたといえる。

したがって、刑訴法260条後段との関係を検討するまでもなく、本件告訴状を広島地方検察庁三次支部から広島地方検察庁へ送付したことを通知しなかったことが国賠法上違法であるとはいえない。

- (3) 本件告訴状を広島地方検察庁から庄原区検察庁へ送付したことを通知しなかった点について

ア 刑訴法260条は、告訴等のあった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたとき、公訴を取り消したとき及び事